

社会保険

あいち



天王川公園 藤棚(津島市)

- 外国籍の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします
　　外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き
- マイナ保険証・健康保険証について よくあるギモンにお答えします！
- 負傷原因照会の回答にご協力お願いいたします
- 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ
- 名鉄海上観光船運賃10%OFFで乗船できます。

2025年度社会保険協会費納入のお願い

日ごろは、愛知県社会保険協会の事業運営に、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

2025年度社会保険協会費につきまして、「払込取扱票」を同封させていただきますので、納入にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

なお、口座振替を希望された事業所様には、「口座振替のお知らせ」を同封させていただきました。

職場内で回覧しましょう

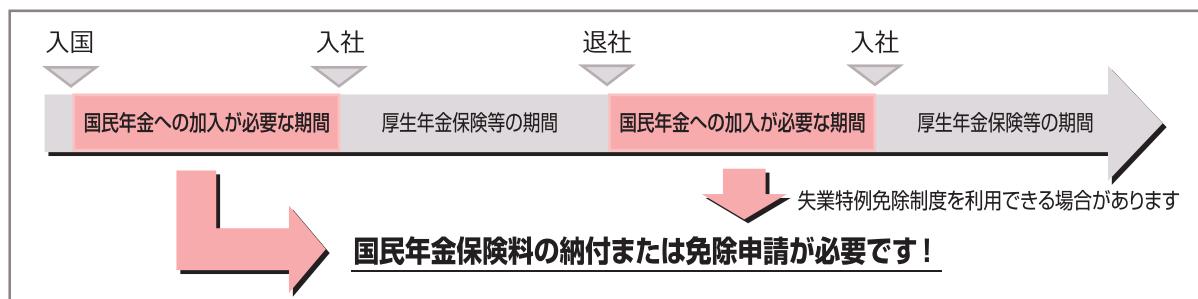
ご案内

外国语の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします 外国语の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

外国语の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。



入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。

なお、国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

電子申請に必要なもの

①スマートフォン

スマートフォンに
マイナポータルアプリ
をインストールして
ください。



<https://myna.go.jp/>

②マイナンバーカード



③数字4桁のパスワード

(例) 1 2 3 4
マイナンバーカード受取時に
設定したパスワード

(制度に関する詳細)

日本年金機構



<https://www.nenkin.go.jp/>



(電子申請の詳細)

日本年金機構 電子申請



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



日本年金機構
Japan Pension Service

ご案内

年金に関する情報（多言語パンフレット・動画）

出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」
第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



また、日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より詳しい年金の説明やお知らせを色々な国の言葉やわかりやすい日本語で読むことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



＜色々な国の言葉でパンフレットや動画をみることができます＞

日本語
Japanese



英語
English



中国語
中文



韓国語
한국어



ポルトガル語

Em lingua portuguesa



スペイン語
Español



インドネシア語

Bahasa Indonesia



タガログ語
Tagalog



タイ語

ภาษาไทย



ベトナム語

Viet



ミャンマー語

မြန်မာဘာသာ



カンボジア語

ភាសាខ្មែរ



ロシア語

Русский язык



ネパール語

Nepali



モンゴル語

Монгол



YouTube
知っておきたい年金のはなし

Public pension system
you need to know



マイナ保険証・健康保険証について

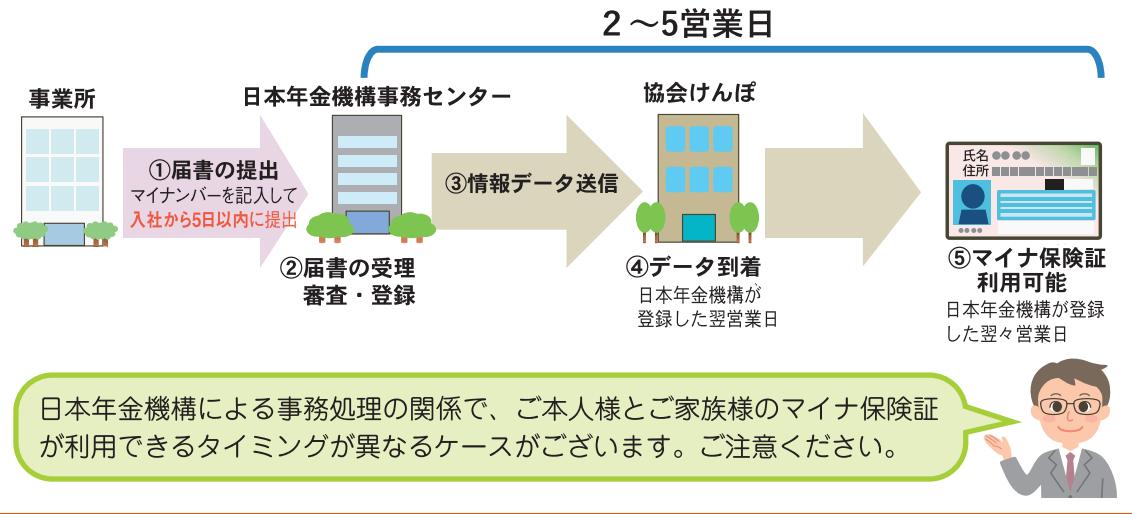
よくあるギモンにお答えします！

令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とした運用が開始したところです。皆様からのお問い合わせが多い、新しく入社された方のマイナ保険証の利用スケジュールと、現在お持ちの健康保険証の内容について、お答えします。

●マイナ保険証の利用スケジュールは？

通常、日本年金機構が健康保険被保険者資格取得届等を受理してから2～5営業日程度マイナ保険証が使えるようになります。

健康保険被保険者資格取得届・健康保険被扶養者(異動)届はマイナンバーを記入のうえ、**入社や扶養の事実が発生した日から5日以内**に日本年金機構にご提出ください。



●健康保険証の取り扱いはどうすればいい？

従前の健康保険証については、令和7年12月1日が有効期限となります。

有効期限内に退職等で使用できなくなった場合は、健康保険被保険者資格喪失届、健康保険被扶養者(異動)届に添付して返却してください。

※健康保険証をお持ちの方でマイナ保険証の利用登録をされていない方や、マイナンバーカードをお持ちでない方については、令和7年12月1日までの間に資格確認書を発行する予定です。

健康保険証は
令和7年12月1日まで有効！



そのほかよくあるギモンについては、こちらをご覧ください。



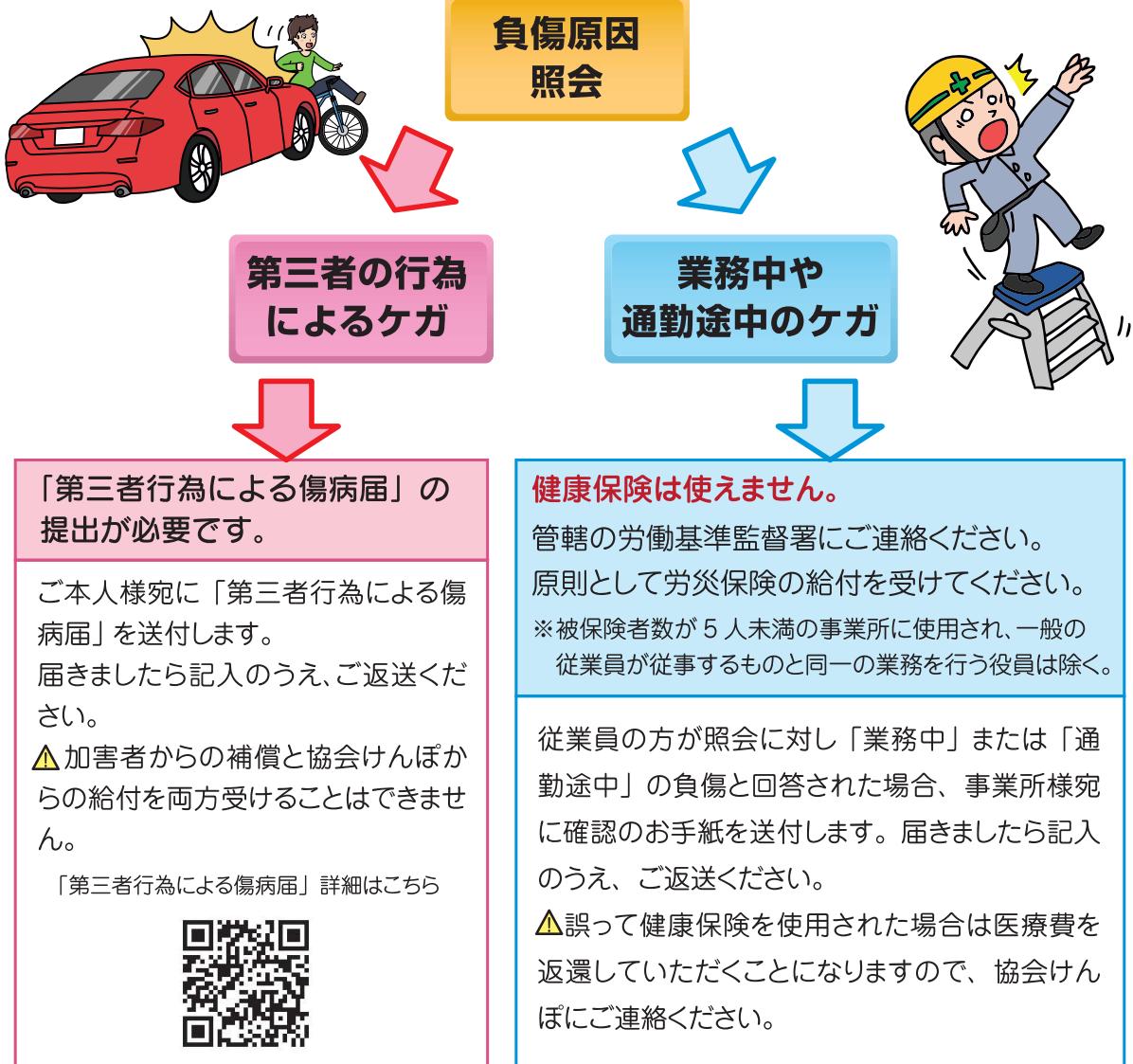
マイナ保険証Q&A
(デジタル庁)



負傷原因照会の回答にご協力をお願いいたします

健康保険を使用してケガの治療を受けた場合、その原因が「第三者によるもの（交通事故や暴力等）ではないか」「業務中、通勤途中に発生したケガではないか」の確認のため、文書で照会させていただくことがあります。

照会文書が届きましたら、必ずご回答をお願いします。



記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのものです。
健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。
協会けんぽの紙面（4,5ページ）についてのお問い合わせは[こちら](#)

 **全国健康保険協会 愛知支部**
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階
TEL: 052-856-1490(代表)
●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)



愛知支部
LINE 公式アカウント

健康に役立つ情報を届けます。



友だち追加は
こちらから！



～日本の健康・世界の健康～

違法薬物

名古屋市立大学大学院看護学研究科 准教授 江 啓発

「違法薬物」「薬物問題」と聞くと、どのように思われるだろうか。自分とは無縁のもの、恐ろしい世界のもの、芸能人が逮捕されるニュースなどを思い浮かべる人がきっと大多数ではないだろうか。だが、近年の報道や統計を見る限り、薬物問題は着実に私たちの生活圏に入り込んできている。とくに深刻なのは、若年層での薬物使用の増加である。SNSを通じた薬物の売買など、新たな課題も浮かび上がってきている。日本と世界の薬物事情、規制、そして社会の対応について今一度見直しておきたい。

違法薬物とは、中枢神経への作用により、おおまかに次の3つのタイプに分類される。いわゆる、アッパー系(興奮系)：神経を刺激し、気分が高揚し活動的になる。代表例は覚醒剤(メタンフェタミン)、コカイン、MDMA(エクスタシー)など。ダウナー系(抑制系)：神経の働きを抑え、眠気などをもたらす。例としてはヘロイン、モルヒネ、フェンタニル、ベンゾジアゼピン系睡眠薬、大麻など。サイケデリック系(幻覚系)：知覚や思考に変化を与え、視覚・聴覚などの幻覚を引き起こす。LSD、マジックマッシュルーム(シロシビン)、ケタミン、MDMAなどが該当する。自明の通り、これらの薬物は日本では違法である。主に以下の法律で規制されている。①覚醒剤取締法：覚醒剤の所持・使用・製造・譲渡など。②麻薬及び向精神薬取締法(麻向法)：ヘロイン、LSD、コカインなどの麻薬、処方向精神薬、大麻(2024年12月施行)。③医薬品医療機器等法(薬機法)：一部の向精神薬の承認・管理や指定薬物(危険ドラッグ)の規制など。なお、かつては、(旧)大麻取締法という、大麻のみが個別に規制されていたが、所持・譲渡は違法であっても、使用そのものは刑罰の対象ではなかった。2023年の法改正により、大麻の所持や使用も「麻薬」と同様に麻向法の処罰対象となり、7年以下の懲役が科されることになった。

このように、多くの違法薬物が存在する中、2017年に実施された全国調査(15歳~64歳)によると、覚醒剤、大麻などの薬物を一度でも使用したことがある人は約216万人。最も多かったのが大麻使用者で、使用人口は約133万人と推計された。大麻については特に若年層の間で、ネットや友人を通じて次のような誤情報がまことしやかに広がっている。「海外では合法だ。日本の法律がおかしいのだ。」「大麻は自然のものだから安全だ。」「タバコより害がない」「依存性はない」「〇〇という有名人も大麻を認める発言をしていたから問題ないと思う。」こうした情報は一部の事例を誇張・誤解したものであり、科学的な根拠や医療的視点を欠いていると言わざるを得ない。なぜなら、実際には、大麻にも精神依存のリスクがあり、記憶力や意欲の低下などを引き起こす可能性がある。また、未成年の脳への影響は成人よりも深刻とされるからだ。若年層による大麻の乱用は、近年とくに問題視されている。警察庁によると、2023年の検挙者数は過去最多の6,703人。そのうち30歳未満が73%、20歳未満だけでも全体の25.5%を占める。初使用年齢は20歳未満が半数以上で、なか

には11歳で使用した例もある。使用のきっかけは「誘われて」が最多。使用動機としては「好奇心・興味本位」が多く、入手経路としてSNSなどインターネット経由が増加している。30歳未満では、譲渡者を知った手段としてインターネットが3分の1以上を占め、うち9割以上がSNSを利用していた。さらに、大麻の害を軽視する傾向は年齢が若いほど強く、危険性について「全くない・あまりない」と答えた割合は全体の76.4%にも達している。現代の若者が直面しているのは、単なる薬物の誘惑ばかりではなく、情報の海の中から何を取り扱うかという課題である。

世界では国や地域によって薬物規制に大きな差があり、特に大麻に関する政策は多様である。アメリカは、連邦法では大麻は依然違法とされるが、州ごとの判断で合法と判断されている場合もある。2024年時点では20以上の州が嗜好用大麻を合法化し、店舗での販売も行われている。ただし、21歳以下の未成年者への販売は禁止であり、乱用防止の教育との両輪で政策が展開されている。カナダは、2018年に嗜好用大麻を全国で合法化した。品質管理や税収確保、依存対策などを兼ねた一元的な制度を構築している。ヨーロッパは、国によって対応が異なります。オランダでは「寛容政策」により小規模な所持は黙認されているものの、フランスやスウェーデンでは厳しい取り締まりが続いている。ドイツは2024年より制限付きで嗜好用大麻の使用を認める法案が可決された。韓国、台湾などアジアの近隣諸国は、日本同様に厳しい規制があり、国外で合法な地域で大麻を使用しても、帰国後に処罰されるケースもある。一方、タイはアジアでは珍しく、2022年に医療および一部の嗜好用大麻を合法化した。家庭での栽培も許可され、アジア初の大麻解禁国として注目を集めたが、その後、大麻をめぐる混乱や青少年の乱用の懸念が高まり、2024年には再び規制強化に向けた見直しが進められた。実際に、2025年からは大麻が再度規制薬物リストに追加されることとなり、政策は揺れ動いている状況である。繰り返しになるが、大麻にも精神依存のリスクがあり、記憶力や意欲の低下などを引き起こすことは、どの国でも共通した認識である。ただ、健康被害のリスクがありながらも規制の度合いが異なるというだけなのだ。

若者に向けた教育では、正しい科学的知識とともに、「海外では合法」という情報の裏にあるリスクや制度の違いを丁寧に伝える必要がある。SNSやネットを通じた誤情報に対抗するには、学校教育や公的キャンペーンにとどまらず、保護者や地域社会も巻き込んだ継続的な対話が求められる。薬物の問題は、もはや一部の特殊な層に限定されたものではない。子どもや若者がネットを通じて簡単に薬物に接触してしまう現代、誰もが当事者となりうる。社会として必要なのは、正確な知識を広く共有し薬物の使用防止につなげること、そして薬物依存に陥った人を孤立させない支援体制を築くことである。

受講者募集! 「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。

新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交代されました事業所の方など、受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◆開催日時・会場 各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定(受付:午後1時30分から)

開催日	会場	所在地	定員(名)
7月10日(木)	アイプラザ半田 研修室	半田市東洋町1-8	50
7月11日(金)	栄ガスピル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	80
7月15日(火)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1203	名古屋市中村区名駅4-4-38	65
7月16日(水)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1203	名古屋市中村区名駅4-4-38	65
7月17日(木)	刈谷市総合文化センター(アイリス) 401・402研修室	刈谷市若松町2-104	65
7月18日(金)	尾張一宮駅前ビル(iビル) 2階 大会議室	一宮市栄3-1-2	60
7月22日(火)	豊橋商工会議所 406会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	50
7月24日(木)	岡崎商工会議所 401会議室	岡崎市竜美南1-2	30
7月28日(月)	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室 1203	名古屋市中村区名駅4-4-38	65

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

- ◆講習内容
 1. 社会保険制度の仕組みについて
 2. 健康保険・厚生年金保険の適用、保険料について
 3. 健康保険給付の手続きについて

- ◆講師 社会保険労務士

- ◆申込資格
 - 2024年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
 - 2024年8月から2024年12月までの間に新規適用となった事業所の方
(申し込みは、1事業所1名様とさせていただきます。)

- ◆受講料 無料

- ◆申込期限 6月13日(金) ※申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。
(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

参加申込募集

『日帰りバスツアーハイキング』のご案内

名鉄観光バスゴンズパック「Let'sハイキング」コースのうち、下記のコース（出発地出発日限定）について、旅行代金の一部補助を行います。

参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

「極楽寺(あじさい寺)から小國神社
一宮花しょうぶ園まで歩こう」コース 静岡県

●出発日: 2025年6月14日(土)
●集合場所／出発: 名鉄バスセンター4階
●集合時間: 午前8時40分
(出発 午前9時00分)



◆ハイキングコースについて

難易度 初級者向き

距離 約5.2km 時間 約1時間10分

◆旅行代金 1名様(2才以上) 8,480円

◆補助金額 1名様につき1,000円

◆募集定員 60名 (1事業所4名様まで)

◆参加資格

2024年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

◆申込期限 6月3日(火)

*募集定員に達したときは、受付を締め切らせていただきます。
(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX (052-678-7334) にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。
(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

名鉄海上観光船

運賃10%OFFで乗船できます。
ご利用ください!

愛知県社会保険協会は、名鉄海上観光船(株)と契約をし、会員事業所の従業員とそのご家族の方が、施設利用会員証を提示すれば下記の「定期航路」の運賃が割引料金でご乗船いただけます。

▶割引料金で乗船できる定期航路 高速船 河和一日間賀島ー篠島ー伊良湖
師崎ー篠島・日間賀島



▶割引の内容 運賃の10%が割引となります。 (注)・運賃に含まれる急行料金は割引から除外されます。
・団体割引等その他の割引との併用はできません。

▶割引料金で乗船するには、乗船券をご購入の際に「施設利用会員証」(WEB版も可)
を提示してください。(令和7年12月1日までは「健康保険証」提示でも可能です。)

※割引料金の対象者は、施設利用会員証持参者本人を含めて5名までです。

申込募集!

2025年度 プール利用補助券発行のご案内

下記施設のプール利用補助券を発行します。

契約施設・利用期間

①ラグナテンボス ラグナシアプール (蒲郡市海陽町)

7月1日(火)~9月21日(日)

②日本モンキーパーク 水の楽園モンブル (犬山市犬山)

7月5日(土)~9月28日(日)

※②の施設は休園日あり。公式HPにてご確認ください。

発行枚数

8,000枚 (2施設の合計枚数)

※ただし、1事業所の交付枚数を事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数(2施設の合計枚数)を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

申込資格

2025度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

(ただし、2025年6月30日までにお申し込みの場合は、2024年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者も対象とさせていただきます。)

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数
1~99人	10枚
100~499人	20枚
500~999人	30枚
1,000人以上	40枚

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

事業所の名称、所在地等に変更があった場合は、お知らせください

事業所名称、所在地等に変更がございましたら、お手数ですが下記の様式にご記入のうえ、FAX (052-678-7331) または郵送にてお知らせください。

一般財団法人 愛知県社会保険協会会長 殿

年 月 日

整理番号 ※

※会費の受領証(払込票)・口座振替のお知らせに記載されている整理番号を記入してください。

(変更のある項目のみ記入してください。)

	変更前	変更後
事業所整理記号	(例「中いろは」「東ABC」)	
フリガナ		
事業所名称		
事業所所在地	〒 -	〒 -
電話番号	() -	() -

〒 -

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 () -

社会保険 あいち No.569

— 令和7年5月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所
全国健康保険協会愛知支部
発行：一般財団法人愛知県社会保険協会
〒456-0022
名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階
☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp>